

## 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の考え方（1） - 特定適格消費者団体の責務（法第 75 条） -

### 第 1 「不当な目的でみだりに」（法第 75 条第 2 項）

法第 75 条第 2 項は、「特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない」と規定しているが、ここで言う「不当な目的でみだりに」の意義については、以下のような内容が考えられる。

法第 75 条第 2 項に規定する「不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施」する場合には、次の場合が含まれる。

自己若しくは第三者の利益を図り又は相手方に損害を加える目的で共通義務確認の訴えを提起する場合など、およそ消費者の利益の擁護を図る目的がない場合

当該共通義務確認の訴えが、不適法であるとして却下され若しくは請求に理由がないとして棄却されることが明らかなきとき、又はこれが容易に見込まれるときであるにもかかわらず、特段の根拠もなくあえて訴えを提起する場合

（説明）

#### 1. 意義

法第 75 条第 2 項は、「特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない」と定めており、特定適格消費者団体がこれに違反した場合には、内閣総理大臣は、当該特定適格消費者団体に対し、改善命令（法第 85 条第 2 項）又は特定認定の取消し（法第 86 条第 1 項第 4 号）の措置を講ずることができる。そこで、どのような場合に法第 75 条第 2 項に違反したと評価されるのかについて、例を挙げて示す規定を指針に設けることを提案するものである。

なお、法附則第 3 条は、政府が、「特定適格消費者団体はその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、事業者、消費者その他の関係者の意見を踏まえて、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定しているところ、上記規定を指針に設けることは、法附則第 3 条の趣旨に応えるものである。

#### 2. 具体的内容

##### (1) ①消費者の利益の擁護を図る目的がない場合

特定適格消費者団体が特定の被害回復関係業務を実施するに当たって、およそ「消費者の利益の擁護」（法第 1 条）を図る目的がないような場合には、当該被害回復関

係業務は「不当な目的でみだりに」実施されたと評価されるものと考えられる。そのような場合の典型例としては、自己や第三者の不正の利益を図ったり、あるいは相手方に損害を加えたりすることを目的として、被害回復関係業務を実施する場合（いわゆる図利加害目的がある場合）が挙げられる。

例えば、特定の事業者を利するために競合他社に対して嫌がらせのために共通義務確認の訴えを提起する場合や、特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的で共通義務確認の訴えを提起する場合、特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的をもって裁判上あるいは裁判外の和解をする場合などが、これに当たると考えられる。

## (2) ②却下・棄却が明らか又は容易に見込まれる場合

特定適格消費者団体が、その請求が認容されることがほぼ考えられないような事案で共通義務確認の訴えを提起するようなことがあれば、事業者の経済活動に不当な影響を与えることになり、制度自体の信頼が揺らぐことにもつながりかねない。このような不適切な共通義務確認の訴えの提起については、「不当な目的でみだりに」されたものと評価されると考えられる。

具体的には、単に特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟において敗訴したことのみをもって当該訴えが「不当な目的でみだりに」提起されたと評価されるものでないことは言うまでもない。もっとも、当該訴えが法律的・事実的な根拠を欠くものであり、却下若しくは棄却されることが明らかなきとき、又はこれが容易に見込まれるようなときで、かつ、特定適格消費者団体が、これを知りながら、あるいは容易に知り得たにもかかわらず、特段の根拠もなく共通義務確認の訴えを提起した場合には、当該訴えの提起は、「不当な目的でみだりに」されたと評価されるものと考えられる。

例えば、販売された数量が僅少な製品に関する事案であるため、相当多数の対象消費者が存在せず（多数性の要件を欠き）、当該訴えが却下されることが客観的資料から容易に想定される状況であったにもかかわらず、試しに共通義務確認の訴えを提起してみるというような場合などが、これに当たるものと考えられる。

また、共通義務確認訴訟において、他の請求と併せて、却下若しくは棄却されることが明らかな、又はこれが容易に見込まれるような請求を、特段の根拠もなく客観的に併合する場合なども、上記の場合と同様に、「不当な目的でみだりに」被害回復関係業務を実施したと評価されるものと考えられる。

## 3. 問題となり得る事例

### (1) 事業者がリコールを行った場合

事業者がリコール（法令に基づく場合だけでなく、事業者の判断で任意に製品回収・補修を行う場合など、これに準ずる場合を含む。）を実施し、消費者の財産的被害の填補を図っている場合に、当該リコールの対象に関する共通義務確認の訴えの提起が、「不当な目的でみだりに」されたものと評価されるかが問題となる。

単に、事業者がリコールを実施したことのみをもって、当該リコールの対象に関する

る共通義務確認の訴えが「不当な目的でみだりに」提起されたものと評価されるわけではない。もっとも、事業者がリコールを実施したことにより、消費者の財産的被害が実際に填補され、財産的被害がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなる（多数性の要件を欠くに至ること）が容易に見込まれるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起したような場合には、それは「不当な目的でみだりに」されたと評価されるものと考えられる。

## (2) 瑕疵担保責任

ある製品について、その製造過程において僅少な割合で不可避免的に発生する不良に由来する不具合が発生したという事案（例えば、電子部品に統計的に数万個に1個の確率で不良品がやむを得ず発生し、この不良品を使用した製品が実際に故障したものの、どの製品に用いられた部品が不良品であるかは、製品が故障するまで分からないという事案）で、当該製品を購入したが、当該不具合が未だ顕在化していない消費者との関係で、当該不具合に係る瑕疵担保責任について共通義務確認の訴えを提起した場合、これが、「不当な目的でみだりに」されたと評価されるかが問題となる。

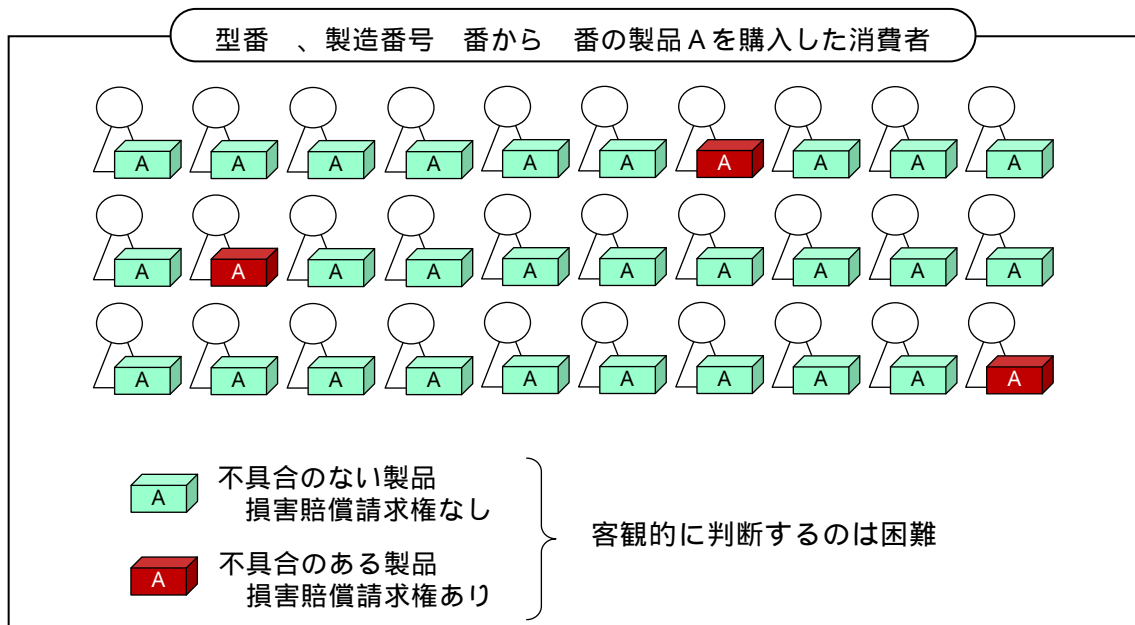
このような場合で、①個々の製品に当該不具合が存在するか否かを客観的に判断することが困難であり、事実上及び法律上の原因を共通にする対象消費者の範囲を適切に設定することが不可能である<sup>1</sup>にもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起したような場合や、②同様に、当該不具合の存否を客観的に判断することが困難であるために、簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である（支配性の要件を欠く）<sup>2</sup>にもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起したような場合には、そのような訴え提起は、「不当な目的でみだりに」されたと評価されるものと考えられる（次頁参照）。

---

<sup>1</sup> 例えば、対象消費者の範囲を「型番○、製造番号△番から□番の製品Aを購入した消費者」と設定し、それらの製品の一部に瑕疵があると主張して訴えを提起する場合、設定された範囲内の対象消費者間で事実上及び法律上の原因が共通しているとはいえず、共通性の要件（法第2条第4号）を欠くものとして、訴えが却下されるものと考えられる。

<sup>2</sup> 例えば、対象消費者の範囲を「型番○、製造番号△番から□番の製品Aを購入した消費者のうち、×部品に瑕疵がある製品Aを購入した消費者」と設定した場合は、簡易確定手続において、届出消費者が購入した製品Aに瑕疵があるか否かが主要な争点となることが想定され、その点について適切かつ迅速に判断することが困難であると認められるときは、支配性の要件（法第3条第4項）を欠き、訴えが却下されるものと考えられる。

[参考]



<対象消費者設定のパターン>

- ① 「型番○、製造番号△番から□番の製品Aを購入した消費者」  
→これらの製品の一部に瑕疵があると主張  
→共通性（法第2条第4号）を欠くため、訴え却下
- ② 「型番○、製造番号△番から□番の製品Aを購入した消費者のうち、×部品に瑕疵がある製品Aを購入した消費者」  
→簡易確定手続において、個別の届出消費者が購入した製品Aに瑕疵があるか否かが主要な争点となり、その点について適切かつ迅速に判断することが困難であると認められるときは、支配性の要件（法第3条第4項）を欠き、訴え却下

## 第2 特定適格消費者団体相互の連携・協力（法第75条第3項）

法第75条第3項は、「特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」と規定しているが、その具体的な内容について、以下のような内容が考えられる。

特定適格消費者団体は、例えば以下の点について、相互に連携を図りながら協力することが望ましい。

二以上の特定適格消費者団体が、同一の相手方に対して、同一の社会的事実起因する消費者の財産的被害に関する共通義務確認の訴えを提起する場合の、対象債権及び対象消費者の範囲の設定等

法第12条に規定する特定適格消費者団体が二以上ある場合の、法第25条第1項に規定する通知及び法第26条第1項に規定する公告の有無及び方法、法第28条第1項に基づく相手方に対する情報開示の要求の有無、並びに、法第29条第1項に基づく情報開示命令の申立ての有無等

二以上の簡易確定手続申立団体がある場合に、一人の対象消費者が二以上の簡易確定手続申立団体に授權をすることを防止するための方策等  
適切な情報共有の実施

（説明）

### 1. 意義

法第75条第3項は、「特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」と規定している。共通義務確認訴訟の確定判決の効力は、当事者となった特定適格消費者団体だけでなく他の特定適格消費者団体にも及ぶこととされており（法第9条）、被害回復関係業務の実施に際しては、特定適格消費者団体が相互に連携・協力し、同時に、相互牽制を働かせて、同業務の適正性を確保する必要がある。特に、複数の特定適格消費者団体が手続に関与する場合には、被害回復関係業務の円滑かつ効率的な実施のためにも、特定適格消費者団体相互の連携・協力が不可欠であるといえる。そこで、具体的に、どのような場面で特定適格消費者団体が相互に連携・協力することが望ましいと考えられるかについて、例を挙げて示す規定を指針に設けることを提案するものである。

なお、当然のことながら、特定適格消費者団体相互の連携・協用に当たっては、昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）をはじめとする関係法令を遵守する必要がある。

## 2. 具体的な場面

### (1) ①複数の特定適格消費者団体による共通義務確認の訴え提起

複数の特定適格消費者団体が、同一の相手方に対して、同一の社会的事実起因する消費者の財産的被害に関して、共通義務確認の訴えを提起する場合、特定適格消費者団体ごとに対象債権や対象消費者の範囲の設定等が異なっていると<sup>3</sup>、それぞれの共通義務確認訴訟において、対象債権や対象消費者の範囲が異なる別個の共通義務についての認容判決が出されることがあり得る。そうすると、簡易確定手続開始後に特定適格消費者団体への授権を考える対象消費者にとっては、いずれの特定適格消費者団体に授権をすべきかが分かりにくいという事態が生じることが懸念される。

そこで、同じ事案について、複数の特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起する場合には、対象債権及び対象消費者の範囲等の点について、特定適格消費者団体相互に連携・協力することが望ましいと考えられる。

### (2) ②債権届出の準備

法第 12 条に規定する特定適格消費者団体（共通義務確認訴訟の請求認容判決の確定時、又は、請求の認諾や共通義務を認める旨の和解による共通義務確認訴訟の終了時に当事者であった特定適格消費者団体）が複数ある場合には、簡易確定手続の円滑かつ効率的な進行のため、当該特定適格消費者団体相互の連携・協力が必要となる。具体的には、知っている対象消費者への通知（法第 25 条第 1 項）及び公告（法第 26 条第 1 項）をいずれの特定適格消費者団体がどのような方法で行うか<sup>4</sup>、相手方に対する情報開示の要求（法第 28 条第 1 項）や裁判所に対する情報開示命令の申立て（法第 29 条第 1 項）を行うか否か等の点について、法第 12 条に規定する特定適格消費者団体が相互に連携・協力することが望ましいと考えられる。

### (3) ③重複授権回避の方策

簡易確定手続申立団体が複数ある場合であっても、対象消費者は、一つの簡易確定手続申立団体にしか授権することができないこととされている（法第 31 条第 2 項）。法第 31 条第 2 項に違反した届出は不適法なものとして却下されうるものであり、実際上の問題としても、複数の簡易確定手続申立団体への授権がされると、一つの対象債権について複数の届出がされることになり、手続に混乱を招きかねない。そこで、複数の簡易確定手続申立団体への授権を回避する必要がある、そのために、簡易確定手続申立団体が相互に連携・協力することが望ましいと考えられる。

---

<sup>3</sup> 例えば、同一の社会的事実起因する消費者の財産的被害について、特定適格消費者団体 A は不法行為に基づく損害賠償請求権、特定適格消費者団体 B は詐欺取消しに基づく不当利得返還請求権を対象債権として共通義務確認の訴えを提起したという場合。

<sup>4</sup> 簡易確定手続申立団体が複数ある場合において、いずれか一つの簡易確定手続申立団体が通知・公告をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、重ねて通知・公告をすることを要しないこととされている（法第 25 条第 2 項及び法第 26 条第 2 項）。仮に複数の特定適格消費者団体がそれぞれ通知・公告を行う場合であっても、対象消費者に混乱を招くような方法によることは回避されるべきである。

(4) ④適切な情報共有

法第 78 条第 1 項は、特定適格消費者団体に対し、被害回復関係業務に関する一定の事項につき、他の特定適格消費者団体に通知する義務を課している。これは、特定適格消費者団体相互の連携・協力が必要であることのほか、相互牽制の機能を担わせる趣旨に出たものであるが、法第 78 条第 1 項に定める事項に限らず、その他の事項についても、特定適格消費者団体は、常日頃から相互に適切な情報共有を行い、それぞれの業務の適正性を高める努力をすることが望ましいと考えられる。

## 【参照条文】

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律  
(平成25年法律第96号)

(簡易確定手続の当事者等)

**第十二条** 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾(第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この款において同じ。)によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体(第八十七条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体)の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった事業者を相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所(第一審において請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟が係属していた地方裁判所)が行う。

(特定適格消費者団体の責務)

**第七十五条** 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。

2 特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。

3 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(他の特定適格消費者団体への通知等)

**第七十八条** 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 共通義務確認の訴えの提起又は第五十六条第一項の申立てをしたとき。

二 共通義務確認訴訟の判決の言渡し又は第五十六条第一項の申立てについての決定の告知があったとき。

三 前号の判決に対する上訴の提起又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。

四 第二号の判決又は同号の決定が確定したとき。

五 共通義務確認訴訟における和解が成立したとき。

六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認訴訟又は仮差押命令に関する手続が終了したとき。

七 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

八 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。

九 簡易確定手続開始決定があったとき。

十 第二十五条第一項の規定による通知をしたとき。

十一 第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定による公告をしたとき。

十二 その他被害回復関係業務に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

2 (略)



( 適合命令及び改善命令 )

第八十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

( 特定認定の取消し等 )

第八十六条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けたとき。
- 二 第六十五条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき (次項第二号に該当する場合を除く。)

2～4 (略)

附 則

( 検討等 )

第三条 政府は、この法律の趣旨にのっとり、特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、事業者、消費者その他の関係者の意見を踏まえて、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。